

資金決済法に基づく表示(資金移動業)_新旧対照表

変更前 (2019年11月1日版)	変更後 (2020年3月5日版)	説明
<p>8.取り扱う為替取引の額の上限</p> <p>(1)チャージ チャージ後の残高が100万円を超えない範囲でチャージできます。 100万円/回、100万円/日、100万円/月</p> <p>(2)出金(利用)</p> <p>①海外マスターカード提携 ATM での暗証番号入力による現金引出の場合：10万円/回、30万円/日、30万円/月 (円貨相当額)</p> <p>②国内外マスターカード加盟店でのカード利用の場合：100万円/回、100万円/日、100万円/月</p>	<p>8.取り扱う為替取引の額の上限</p> <p>(1)チャージ チャージ後の残高が200万円を超えない範囲でチャージできます。 100万円/回、100万円/日</p> <p>(2)出金(利用)</p> <p>①海外マスターカード提携 ATM での暗証番号入力による現金引出の場合：10万円/回、30万円/日、60万円/月 (円貨相当額)</p> <p>②国内外マスターカード加盟店でのカード利用の場合：100万円/回、100万円/日、200万円/月</p>	<p>2020年3月5日の上限額引上げに伴い変更するもの</p>